

女性の人生 いろいろ ありますよね!

長い仕事人生には山あり谷あり…

その中で、女性が直面することが多い出来事に活用できる権利を、改めて見てみましょう。

これまで**多くの女性たちが力を合わせて運動し、勝ち取ってきた権利**です。

イキイキと働き続けられるよう今ある権利をよく知り、協力し合って行使するとともに、今後も要求をまとめ拡充させていきましょう。

- ◆**育児時間** (労基法)
1歳まで1日2回 各30分
- ◆**育児休業** (育児介護休業法)
子が1歳に達するまでの希望する期間。
保育所に入所できないなどの場合は1歳6カ月まで延長可
父母両方育休を取得する場合
1歳2カ月まで
- ◆**短時間勤務制度** (育児介護休業法)
3歳まで1日6時間労働
- ◆**時間外勤務制限** (育児介護休業法)
申出による 3歳までは免除

ここに載せた権利の内容は、法による基本のものです。制度の拡充・有給化、権利行使できる人員配置などなど、各職場で、これを上回る内容で制度化をもとめていきましょう!

権利の詳細は、●●**労働組合**まで

1. 残業免除の義務化

3歳までの子を養育する者は、請求すれば残業が免除されます。

2. 子の看護休暇制度の拡充

病気・ケガをした小学校就学前の子の看護のための休暇が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日取得できません(囃託は無給)

3. 育休の状況要件の廃止

配偶者が子を養育していても育休が取得できます。(専業主婦でもよい)

4. 産後パパ育休の新設

子の出生の日から57日間に、「産後パパ育休」を取得することができるように、さらに、再び育児休業を取得できるようになりました。

5. 短期の介護休暇の新設

要介護状態の対象家族が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日の短期の介護休暇が取得できるようになりました。(2週間以上にわたり常時介護を必要とする常態)



就職

希望に燃えて就職しました

- ◆**通勤緩和** (均等法)
医師等の指導により時差勤務・時間短縮
- ◆**健康診査・保健指導** (均等法)
23週まで 4週に1回
24~35週まで 2週に1回
36~出産まで 1週に1回

結婚



そのときは最高!と思った男性と結婚



こんにちは赤ちゃん! うれしいわを乗り越え、期待と不安の日々

出産

妊娠

- ◆**出産休暇** (労基法)
産前6週 (多胎児14週)
産後8週
- ◆**配偶者出産休暇** (育児介護休業法)
育児休業法では父親が産前8週以内に育休を取得した場合、再度の取得も可

育児は夫婦一緒に楽しいね! お父さん! 残業しないで早く帰ってきて



家族と過ごす大切な時間大事にしたいね! 旅行もしたいけど、お金も時間もない! 家のローンも…子どもの成長が楽しみ!

育児



更年期突入!



介護

- ◆**介護休暇** (育児介護休業法)
対象家族1人につき各疾病や状態に応じて通算93日
日単位または時間単位
範囲: 配偶者、父母、子、配偶者の父母、
【以下は同居が条件】祖父母、兄弟姉妹、孫、継父母、
子の配偶者、配偶者の子
- ◆**短期介護休暇** (育児介護休業法)
2週間以上の要介護状態、
1年に5日 (要介護者2人以上は10日)、時間単位可



×タボ注意報発令中!

退職

健康第一!!



悠々自適な老後は健康とお金から… 減る一方の給料・年金、老後の備えに不安が…

ようこそ!! 私たちの職場へ



ともに
良い仕事ができる
労働条件を作りましょう

●●組合は、「仕事も生活も両立させて、しっかり仕事をしたい」「自分らしく健康でいきいきと働きたい」というひとりひとりの思いが生かせるよう、仕事の進め方や職場環境の改善をすすめてきました。
よい仕事をするためには、心も身体も健康で、「自分の楽しみやゆとりの時間」「家族といっしょの時間」を保障されることが大切です。そのために、適正な人員配置や仕事と家庭の両立支援制度の拡充を求めてとりにくんでいます。女性が働き続けていくうえでは、様々な困難がまだまだあります。

それは、個人で解決できることばかりではありません。多くの人の思いを束ねる「労働組合」の存在はとても頼りになるものです。
また、女性部は女性どうしの交流やリフレッシュのために、様々な行事を企画しています。女性労働者は、男性にくらべてまだまだ賃金格差があり、非正規労働者のほとんどが女性です。セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなども自己責任では解決できません。女性の働きづらさを改善させるためにも、法律の改善も必要です。●●労働組合は、医労連女性協に結集して、国の制度改善の運動も進めています。

一人で悩まないで、ぜひ、労働組合に入って一緒に働きやすい職場にいきましょう

非正規のあなたへ

仕事の中身はそれほど変わらないのに、労働条件には大きな格差がありませんか。また、生理休暇、産育休暇などなど、非正規にも保障されている国の制度が、職場にはなかったり、無給だったり…。

また、有期雇用のために権利を主張することもままならない…

非正規労働者が職場では権利が行使できない実態もまだまだあります。現

場で運動していくことで、均等待遇、直接雇用、無期雇用にしていくことが必要です。労働組合は、改善のために運動をすすめています。

もっと大きな力にするためには、組合の組織を大きくすることです。

あなたの加入を
待っています!



先輩からのメッセージ

より

より



組合だからこそ
の助け合い **医労連共済** 組合に入って共済に加入しよう!
☎0120-160931

セット共済
●生命共済●医療共済●交通災害共済
月額 **2,400**円 (別: セット共済7型+医療共済16口上増)
-入院(1日~180日) 1日につき **10,000**円
-休業(1日~90日) 1日につき **5,000**円
-死亡 **100**万円

火災共済
-風水害、地震などの被害も保障
-建物と家財は別々に加入できます
-地震特約もあがります
火災 **2,000**円から **4,000**万円 保障
地震 **1,000**円から **2,000**万円 保障

自動車共済
-24時間緊急受付
-組合員の立場での示談交渉
-無事故割引が適用できる
-団体割引で、お得な年会費
医労連共済ホームページで詳細情報あり!
☎0120-160625

ホームページ <http://www.iro-kyosal.jp/>

どんなことでも、ご相談ください。 ○○○○労働組合女性部
あなたからのご連絡を待っています。 連絡先▲000-000-0000